

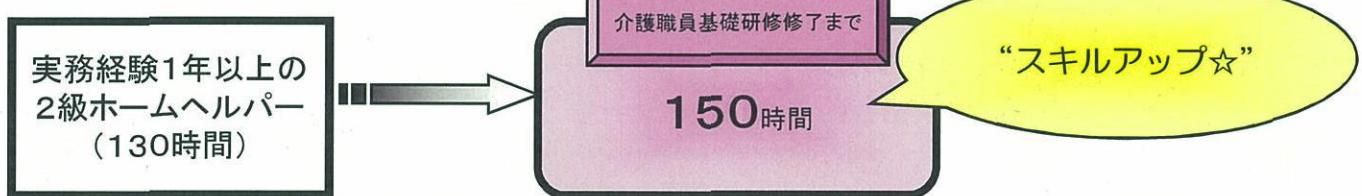


## Q 1 0 ■介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る

### 研修などにはどのようなものがありますか？

- 介護職員の資質向上を図る仕組みとしては、国家資格である介護福祉士の資格取得、ホームヘルパー等の職能団体による研修や各事業者が行う研修があります。なお、既に訪問介護員養成研修を修了されている方については、介護職員基礎研修の一部免除（2級課程修了+1年以上の実務経験の方→150時間を履修）により短時間の履修で介護職員基礎研修を受講することが可能であり、認知症ケアや医療・看護との連携等の内容が含まれており、スキルアップ等にもつながるものと考えます。

<例>



## Q 1 1 ■訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は

### 今後どうになりますか？

- 平成24年度を目指し、現在の訪問介護員養成研修1級課程を介護職員基礎研修に一元化することとしています。  
なお、介護職員基礎研修の実施状況や、昨今、介護職員の人材確保が困難であるという状況にあること等から、当分の間、訪問介護員養成研修2級課程を存続することとしています。



## Q 1 2 ■介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような

### 手続きが必要ですか？

- 介護職員基礎研修事業者の指定事務は、都道府県で行っており、具体的な要件等についても、各都道府県において要綱等において定めてあります。  
具体的な手続き等については、研修事業を実施する都道府県の担当部局にお尋ねください。
- なお、通信課程等の実施により複数の都道府県にまたがって研修事業を実施する場合の事業者の指定については、以下のケースが考えられます。
  - ① 本部や本校と支所等の各事業所とが独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県において行うなど、事業として別個のものと認められる場合には、各事業所の所在地の都道府県で指定。
  - ② 本部や本校において、研修実施場所、研修講師等の確保を一体的に実施し、支所等の各事業所は研修場所の提供や受講者との調整等のみを行い、研修実施に係る責任の所在がない場合については、主たる事業所等の所在地の都道府県で指定。